

「個別の診療内容の算定項目が分かる明細書」の発行について

このたび、厚生労働省からの通達で、領収証の他に個別の診療内容の算定項目が分かる明細書を発行することになりました。

明細書には、使用した薬剤や検査名が出ていますので、もし紛失しますと、他の人に診療内容が分かってしまいます。

取り扱いには十分ご注意ください。

当院では診療に関するご質問にお答えいたしますが、それ以外のご質問は厚生労働省にお問い合わせください。

なお、明細書発行を希望されない方は、会計窓口にて、その旨をお申し出ください。

院長